

元気・ふれあい・安心のまち



海南市PRキャラクター「海ニャン」



海南市 事前復興計画 概要版

2023.2

計画作成の目的と効果、3つの視点

■ 計画作成の目的

南海トラフ地震発生後の混乱状況下においても、早期に「復興まちづくり」や「市民の生活再建」等に取り組むことができるよう、復興期の実施内容や手順、進め方を取りまとめるとともに、被災前に取り組むべき内容を整理しています。

■ 計画作成の効果

事前に準備をしておくことで、下記のような効果が得られ、迅速かつ的確な復興を実現します。

- ・ 体制や手順等の整備による復興までの時間短縮
- ・ より良い復興（Build Back Better）の実現
- ・ 復興事業に対応可能な人材の育成



■ 計画で重視する3つの視点

復興の理解と事前準備により、早期の復興につなげる

発災前から迅速な復興を実現するために必要な事前準備に取り組むことで、発災後の「海南省復興計画」の早期作成、復興事業の早期着手につなげます。

より良い復興（Build Back Better）につなげる

被災により一層顕在化する地域課題の解決や、被災を繰り返さないための強靱なまちを実現するとともに、地域の大切なくらしや文化を残すなど、単なる復興に留まらない、若い世代が希望の持てる「より良い復興(Build Back Better)」につなげます。

SDGs の考え方に基づく復興の推進につなげる

事前復興計画を構成する各実施項目に、SDGsの目標を掲載することで、「誰一人取り残さない」ことを基本理念とするSDGsの考え方に基づいた総合的な復興の推進につなげます。

事前復興計画と地域防災計画との関係

事前復興計画の内容は、法定計画である地域防災計画の「第1部 総則」「第2部 予防・事前復興」及び「第4部 災害復旧・復興」に掲載するとともに、「復興時行動マニュアル」は、事前復興計画及び地域防災計画の共通のマニュアルとしています。これにより、地域防災計画における事前復興及び復興内容を増強し、事前復興計画の実行性の担保を図ります。

海南省事前復興計画

第1部 総則

- ・事前復興計画の目的や位置づけを掲載

第2部 現状と課題

- ・本市の現状について、人口・産業や土地利用、地域資源、主な公共事業等を掲載
- ・復興に係る課題を分野別及び地域別に整理

第3部 東日本大震災からの復興の知見と教訓

- ・復興まちづくりの取組の流れや主な復興事業を掲載
- ・地域課題解決や地域協働復興を目指した東日本大震災からの復興事例を掲載

第4部 復興ビジョン

- ・復興目標の提示
- ・分野別及び地域別の復興方針の提示

第5部 復興プロセス

- ・復興まちづくり体制の提示
- ・分野別の復興プロセスを掲載

第6部 復興事前準備

- ・今後10年を対策期間とし、事前準備として進める施策を分野別に掲載

資料

復興時行動マニュアル（地域防災計画との共通マニュアル）

- ・復興プロセス、復興事前準備の詳細を掲載

海南省地域防災計画

第1部 総則

（改定経緯、事務分掌を追加）

第2部 予防・事前復興

（事前復興を追加）

第3部 災害応急対策

第4部 災害復旧・復興

（復興を増強）

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

災害時行動マニュアル

資料編

復興時行動マニュアル

（事前復興計画との共通マニュアル）



位置づけ

共通

計画の内容：「第1部 総則」

事前復興計画の目的や位置づけ等を掲載しています。

- 第1章 事前復興の目的 第2章 事前復興計画の位置づけ 第3章 関連計画との関係
- 第4章 事前復興計画の構成 第5章 計画の見直し

■ 計画の位置づけ

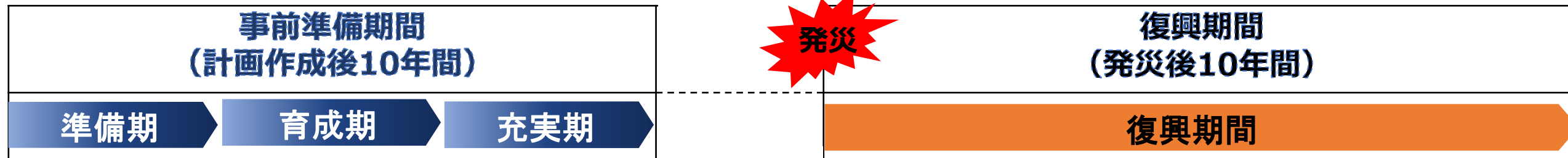
本計画は、大規模災害発生後において、「大規模災害からの復興に関する法律」のもと、国の「復興基本方針（法第8条）」や県の「復興方針（法第9条）」に基づき市が作成することになる「復興計画（法第10条）」の早期作成に資するものです。

■ 対象とする災害

本計画は、本市に最大規模の被害が生じる可能性のある「南海トラフ地震」からの復興を想定しています。

■ 計画の期間

東日本大震災における復興期間の10年を参考とし、「発災後10年間で復興期間」と設定します。
 また、対策期間として、「計画作成後10年間で事前準備期間」と設定し、事前準備期間の10年間で、「準備期(3年)」「育成期(4年)」「充実期(3年)」として復興事前準備を進めます。



事前準備期間 10年間

- ・ 準備期 (令和5年度～令和7年度) 3年間
- ・ 育成期 (令和8年度～令和11年度) 4年間
- ・ 充実期 (令和12年度～令和14年度) 3年間

計画の内容：「第2部 現状と課題」

本市の現状や復興に関する課題を掲載しています。

第1章 本市の現状等の分析

第2章 復興に係る課題整理

■第1章 本市の現状等の分析

第1節 本市を取り巻く社会情勢

- (1) 人口・世帯 (2) 産業 (3) 財政

第2節 本市の土地利用状況

- (1) 市街地形態 (2) 交通

第3節 本市の歴史

- (1) 歴史

第4節 本市の地域資源

- (1) 農水産業 (2) 産業 (3) 文化 (4) 祭り

第5節 復興に関連する主な公共事業

- (1) ~ (6) 各種事業を掲載

第6節 被害想定

- (1) 津波浸水想定 (2) 地震 (3) 和歌山県被害想定

■第2章 復興に係る課題整理

第1節 分野別の復興課題

- (1) ~ (5) 5つの課題を掲載

第2節 地域別の復興課題

- (1) 西部地域 (2) 東部地域 (3) 南部地域



本市の地域資源

すまい・暮らし (住宅・公的サービス)

<課題>

- ・海南駅周辺の公的サービス施設及び住宅への甚大な津波浸水被害
- ・市内に点在する老朽家屋の地震動による倒壊

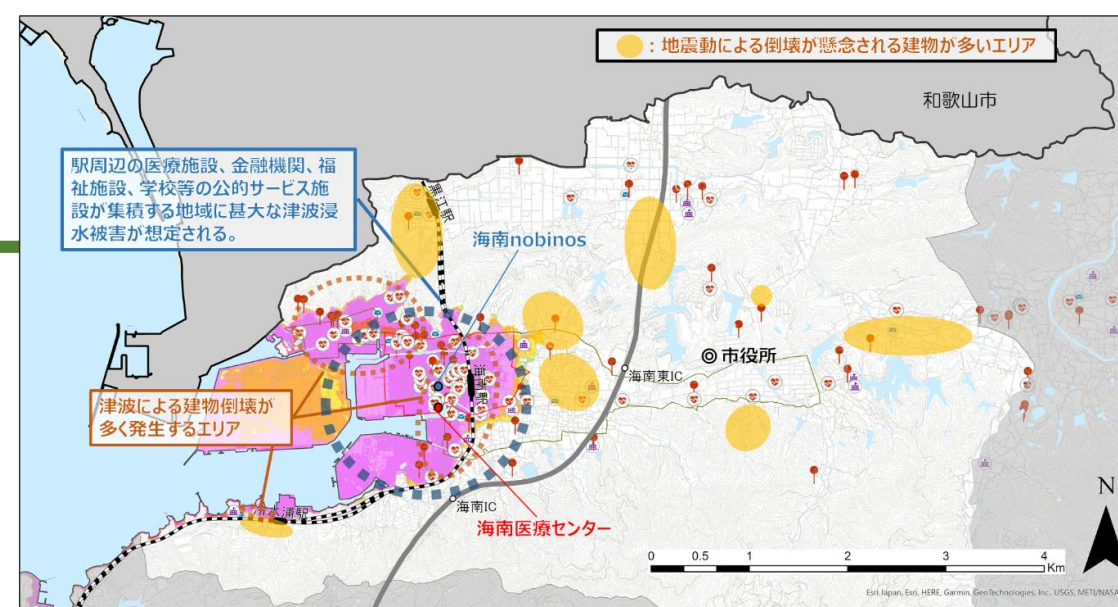


図 地域別復興課題の一例

計画の内容：

「第3部 東日本大震災からの復興の知見と教訓」

被災後に抱える地域課題解決等に役立つ被災自治体の復興の知見・教訓を掲載しています。

- 第1章 東日本大震災の被災自治体の姿
- 第2章 東日本大震災における復興まちづくりの取組の流れ
- 第3章 地域課題解決を目指した東日本大震災からの復興事例
- 第4章 地域協働復興を目指した東日本大震災からの復興事例

第3章 地域課題解決を目指した東日本大震災からの復興事例（抜粋）

□すまいとくらしの再建



カーシェアリングが生み出すコミュニティの活性化（石巻市/出典：復興庁「新しい東北」事例集～地域課題解決に向けた挑戦～）

□安全な地域づくり



防潮堤と一体型の交流施設整備（気仙沼市）

□産業・経済の復興



住民主導のまちづくり会社による商業エリア開発（大船渡市）

第4章 地域協働復興を目指した東日本大震災からの復興事例（抜粋）



住民の想いを反映した新しいふるさとを創るまちづくり（岩沼市/出典：玉浦西のあゆみ）



公民館を中心としたまちづくり（大船渡市/出典：復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」）



復興に寄与した市民協働のまちづくり（東松島市/出典：東日本大震災復興記録誌ダイジェスト版）

計画の内容：「第4部 復興ビジョン」

被災後の迅速かつ着実な被災地域の再建・復興を実現するため、本市を取り巻く状況を踏まえた復興まちづくりの目標や方針等を掲載しています。

第1章 復興ビジョンの概要

第2章 復興目標

第3章 復興方針

【復興目標】

復興目標は、復興まちづくりにおいて、関係者が将来ビジョンを共有するための根本的な考え方であり、災害発生後に作成する復興計画に掲げる必要があります。

事前復興計画では、「第3次海南省総合計画」の基本目標を掲げていますが、復興計画作成時には、被災状況を鑑み、市民や関係者等の意見を反映し、決定します。

事前復興計画 復興目標

【第3次海南省総合計画の理想のまちの姿】
元気 ふれあい 安心のまち 海南

復興計画 復興目標

【目指すべきまちの将来像】
被災状況を鑑み、市民や関係者等の意見を
反映し、決定

復興まちづくりを計画的に進めるための5つの分野

復興まちづくりを計画的に進めていくため、5つの分野を軸に目標と方針を定めます。

また、「より良い復興」を実現し、持続可能なまちを目指して取り組む必要があることから、分野別の復興方針に「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標を紐づけ、復興まちづくりを推進します。

- | |
|-----------------|
| (1) 復興に関連する応急対応 |
| (2) 計画的復興への条件整備 |
| (3) すまいとくらしの再建 |
| (4) 安全な地域づくり |
| (5) 産業・経済の復興 |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



計画の内容：「第4部 復興ビジョン」

【復興方針】

分野別の復興方針



(1) 復興に関連する応急対応



早急な応急対策の実施による迅速な復興の実現

迅速に復興施策を展開していくため、応急対策を適切に実施します。市全体の被災状況の把握や基盤整備に向けた被災家屋の解体、災害廃棄物等の処理を進めます。

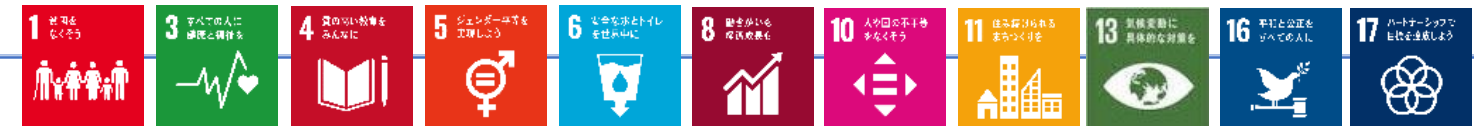
(2) 計画的復興への条件整備



市民と協働による復興まちづくり体制の構築

復興後、まちづくりの方向性を取りまとめるため、市民や事業者、行政等の協働による復興まちづくりを進めます。また、関係者の合意形成に基づき、災害で顕在化する地域課題の解決を目指した復興まちづくりを進めるため、市民等との情報共有を密に行い、より良い復興に向けた取組を行います。

(3) すまいとくらしの再建



地域コミュニティの持続に配慮した住環境・くらしの整備

被災後に、再び安定した生活をいち早く取り戻せるよう、被災前の地域コミュニティの再建・維持や住環境の整備を行います。また、日常生活を行ううえで欠かすことのできない医療や福祉・教育を始めとしたくらしの根幹となる機能を確保します。

(4) 安全な地域づくり



災害に強い安心・安全な市街地の早期形成

被害の特性や現状における都市基盤整備状況等を踏まえながら、地域の状況に応じた市街地整備により、再び被災しても人命が失われない災害に強い安心・安全なまちを実現します。また、地域に根ざした歴史や文化などの復旧・保全に努めます。

(5) 産業・経済の復興



産業活動の早期再開と持続可能な発展

農林水産業・商工業・観光業などあらゆる産業の操業再開に向け、既存施設の復旧や仮設事業所の設置に対する支援制度の構築を図り、地域に住み続けたいと思える産業経済基盤を築きます。

計画の内容：「第5部 復興プロセス」

発災後の復興の取組のなかで、体制や分野別の復興プロセスを掲載しています。

第1章 復興プロセスの概要
第3章 復興まちづくり体制

第2章 復興まちづくりの流れ
第4章 分野別の復興プロセス

【復興まちづくりの流れ】

緊急対応期（発災から概ね2か月）

- ・大量のがれきの仮置場の確保
- ・がれきの運搬、焼却処分等により交通確保

応急復旧期（概ね2か月から6か月）

- ・がれきの運搬を継続的に実施
- ・仮設住宅等での生活や仮設店舗や事業所の営業

本格復旧、復興始動期（概ね6か月から2年）

- ・恒久的な住まいや事業所等の再建の開始
- ・産業経済活動の再開

本格復興期（概ね2年以降）

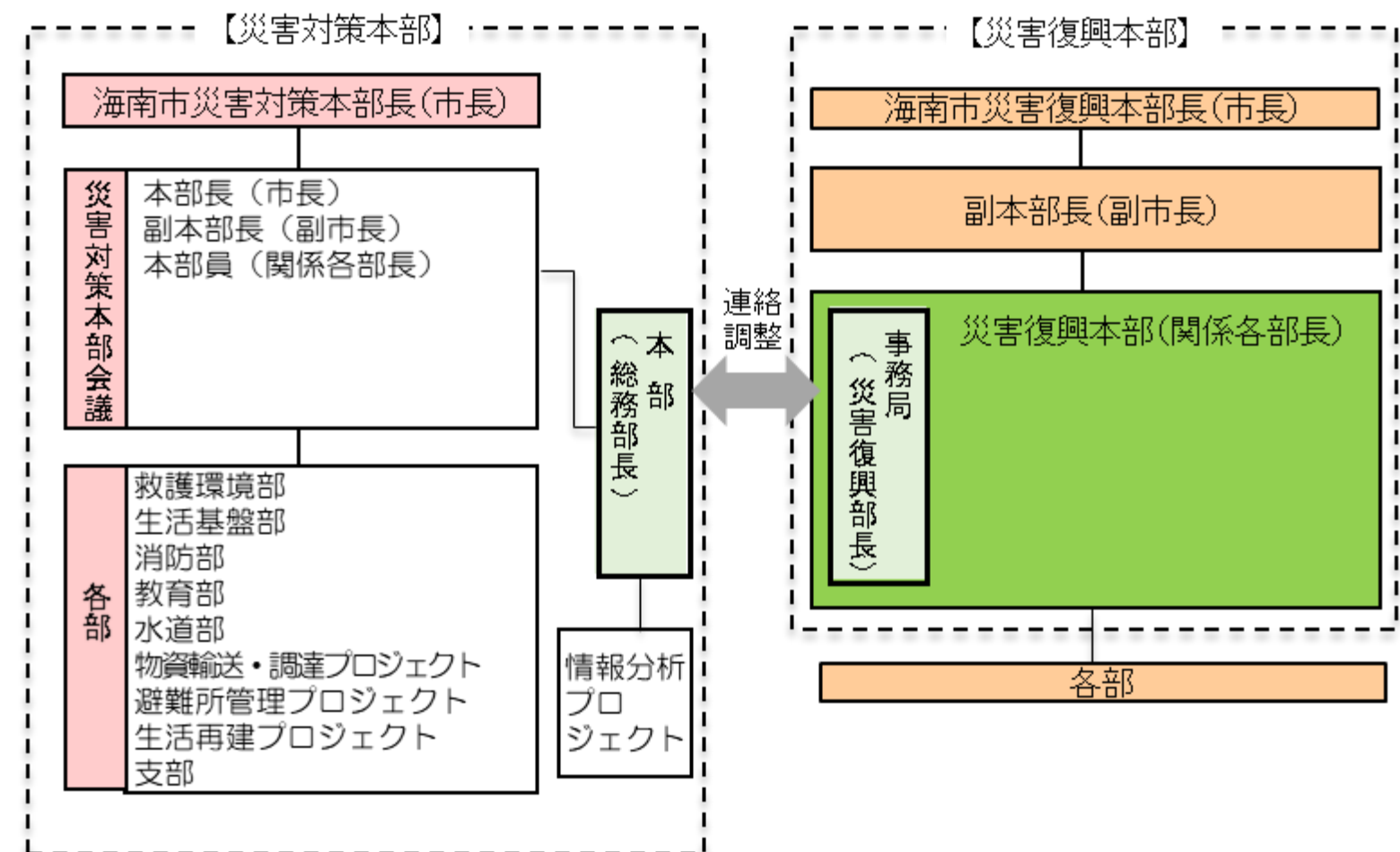
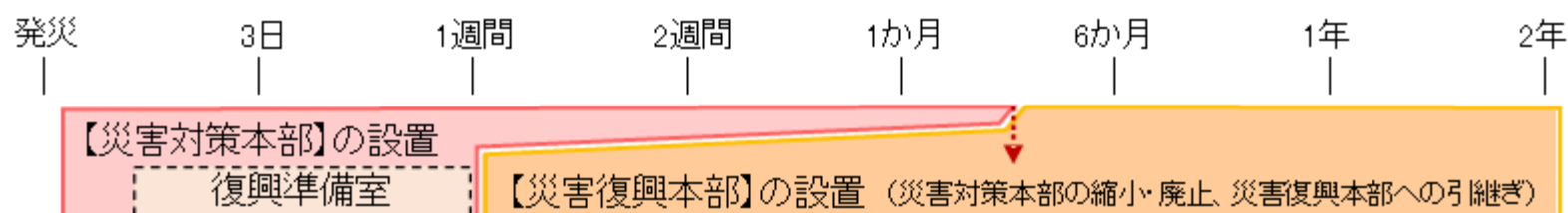
- ・仮設住宅や仮設店舗等の撤去
- ・地域社会の再生を図りながら本格的な復興の展開



出典：大船渡市 東日本大震災記録誌
復興庁_岩手・宮城・福島産業復興事例集30 2020-2021

【復興まちづくり体制】

災害対策本部から災害復興本部への移行イメージ



計画の内容：「第5部 復興プロセス」

「復旧・復興ハンドブック（内閣府）」を参考に、復興に係る5つの分野について海南省の地域特性を踏まえて、64の施策項目を示しています。施策項目の詳細は「復興時行動マニュアル」に整理しています。

【分野別復興プロセス】

5つの分野

第1節 復興に関連する応急対応

1. 被災状況等の把握
2. 災害廃棄物等の処理

第2節 計画的復興への条件整備

1. 復興体制の整備
2. 復興計画の作成
3. 広報・相談対応の実施
4. 金融・財政面の措置

第3節 すまいとくらしの再建

1. 緊急の住宅確保
2. 恒久住宅の供給・再建
3. 雇用の維持・確保
4. 被災者への経済的支援
5. 公的サービス等の回復

第4節 安全な地域づくり

1. 公共土木施設等の災害復旧
2. 安全な市街地・公共施設整備
3. 都市基盤施設の復興
4. 文化の継承

第5節 産業・経済の復興

1. 情報収集・提供・相談
2. 中小企業等の再建
3. 農林漁業の再建

64の施策項目を整理

(1) 被災状況等の把握

※「第1節 復興に関連する応急対応」の施策項目を抜粋

施策コード	施策項目	対応・支援策	緊急対応期	応急復旧期	本格復旧、復興始動期	本格復興期
1-1-1	被害調査	建築物被害、都市基盤施設被害、人的被害等の状況を把握する。公有地及び民間所有地の利用可能空地进行調査し、確保する。	■			
1-1-2	二次的被害の拡大防止に関する調査	被害の拡大や二次災害防止のために応急危険度判定の実施や、危険区域を把握し、避難指示や立入の危険性等の周知、警戒避難体制の整備を行う。	■			
1-1-3	法制度の適用に関する調査	災害救助法や被災者生活再建支援法など、適用可能な申請に必要な情報の記録、書類の作成を行う。	■	■	■	■
1-1-4	すまいとくらしの再建に関する調査	被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査を速やかに実施する。被災者からの申請に応じ、罹災証明書を遅滞なく交付する。	■	■	■	■

(2) 災害廃棄物等の処理

1-2-1	被災家屋の解体・堆積物の撤去	災害廃棄物の処理が遅延しないよう、早期に処理体制を構築するとともに、仮置場や処理施設等を確保する。	■	■	■	■
1-2-2	災害廃棄物等の処理	被災者の救助・救出に必要な動線の確保のための堆積物の除去、生活ごみの処理を適正かつ迅速に行う。	■	■	■	■
1-2-3	し尿処理	県や民間事業者等と連携し、し尿処理の体制を構築するとともに、仮設トイレ等も含めたし尿処理を行う。	■	■	■	■

詳細は「復興時行動マニュアル」に整理

計画の内容：「第6部 復興事前準備」

「より良い復興（Build Back Better）」に向け、本計画作成後10年間を対策期間として、事前に実施すべき取組を掲載しています。詳細は「復興時行動マニュアル」に整理しています。

第1章 復興事前準備の考え方

第2章 知見や教訓を踏まえた事前準備

■復興事前準備に係る記載事項

復興まちづくりのための事前準備の取組概要を復旧・復興対策に係る分類別に示します。

復興時に必要な5つの分野に加え、事前準備として更に推進すべき項目を「第6節 より良い復興を促進するための取組」として整理しています。

第1節 復興に関連する応急対応

- 1. 被災状況等の把握
- 2. 災害廃棄物等の処理

第2節 計画的復興への条件整備

- 1. 復興体制の整備
- 2. 復興計画の作成
- 3. 広報・相談対応の実施
- 4. 金融・財政面の措置

第3節 すまいとくらしの再建

- 1. 緊急の住宅確保
- 2. 恒久住宅の供給・再建
- 3. 雇用の維持・確保
- 4. 被災者への経済的支援
- 5. 公的サービス等の回復

第4節 安全な地域づくり

- 1. 公共土木施設等の災害復旧
- 2. 安全な市街地・公共施設整備
- 3. 都市基盤施設の復興
- 4. 文化の継承

第5節 産業・経済の復興

- 1. 情報収集・提供・相談
- 2. 中小企業等の再建
- 3. 農林漁業の再建

第6節 より良い復興を促進するための取組

- 1. 基礎データの整備や地籍調査の推進
- 2. 広域調整
- 3. 地域や学生、さまざまな関係者と連携した取組の推進

1. 緊急の住宅確保

施策コード	施策項目	事前に準備する内容
3-1-1	被災住宅の応急修理対策	受付担当窓口の業務分担や相談マニュアルについて、事前に検討します。応急修理が円滑に実施できるよう、平時から業界団体等を中心としたネットワークを構築します。
3-1-2	一時提供住宅の供給	公営住宅等への一時入居の供給可能量把握が迅速に行えるよう、県等と連携し、定期的に公営住宅等の空家状況を把握します。
3-1-3	応急的な住宅の供給計画の検討	避難者数や応急仮設住宅の必要戸数を把握する手法について、県と情報共有及び調整し、算出します。また、県と連携し、地域の実情を反映した供給計画を作成します。
3-1-4	応急仮設住宅の建設	コミュニティの維持の観点や最終的な復興まちづくりにおける土地利用にも十分に配慮し、公共用地だけでなく、民有地も含め、建設候補地を予め検討します。
3-1-5	入居者の募集・選定と入居後のサポート	入居者の募集体制や選定基準案を検討します。また、ボランティアやNPO等と連携した支援体制の構築を検討し、各種生活支援メニューや支援体制を検討します。
3-1-6	利用の長期化・解消への措置	被災者のニーズ把握や住み替えに困難な課題を把握するための住宅再建等にかかる実態調査や意向調査項目等を検討します。

※「第3節 すまいとくらしの再建 1.緊急の住宅確保」を抜粋

詳細は「復興時行動マニュアル」に整理

計画の内容: 「復興時行動マニュアル」

復興時行動マニュアルは、本計画と地域防災計画の共通のマニュアルとして位置付けます。「第5部 復興プロセス」に示した64の施策項目について、以下に示す内容を整理しています。

- ・ 概要、項目及び手順等
- ・ 行動フロー
- ・ 事前準備（被災までの「平時」にすべきこと）、留意点、連携先、地域防災計画との関連性等
- ・ 参考資料（東日本大震災における取組）

【復興時行動マニュアル】

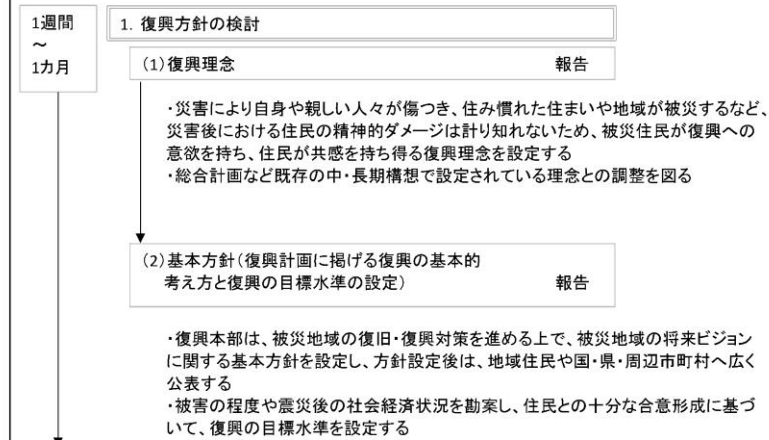
施策コード	2-2-2	施策名	復興計画の作成
項目	復興方針の検討		

項目及び手順等を整理

概要	各計画や県の復興方針等と調整を行ったうえ、復興計画の基本理念、復興の目標、復興の方向性等を復興方針として明確にする。									
(1) 項目・手順等	内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
① 復興理念	企画財政課		■							
	災害により自身や親しい人々が傷つき、住み慣れた住まいや地域が被災するなど、災害後における住民の精神的ダメージは計り知れない。このため、復興スローガンの設定は、被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感を持ち得るものとする。 復興計画において、新たに復興理念を設定することが考えられるが、その場合、総合計画など既存の中・長期構想との調整を図る。									
(2) 基本方針(復興計画に掲げる復興の基本的考え方と復興の目標水準の設定)	企画財政課		■							
	復興本部は、被災地域の復旧・復興対策を進める上で、被災地域の将来ビジョンに関する基本的方針を設定し、方針設定後は、地域住民や国・県・周辺市町村へ広く公表する。 復興の基本的考え方として、市街地の復興と生活の復興を両輪と捉え、住民の生活の復興を第一の目標として掲げることが、より住民の立場に立った復興の考え方になる。 復興の目標水準については、災害後の社会経済状況や復興に対する住民の要望等によっては、必ずしも平常時と同様の目標水準を設定することになるとは限らない。市が目標水準をどのレベルに設定するかについてはいくつかの考え方があり、 1) 本来災害がなければ続いたであろうと思われる既存の総合計画等に掲げる当初の目標水準を一気に達成するもの。 2) 災害がなければ当然達成するであろうと考えられる目標水準を復興計画等の目標水準に掲げる考え方であるが、これは復興後の次の段階における目標水準の設定を本来の総合計画等の目標達成に向けて引き続き総合計画の目標水準を掲げる考え方である。 3) 総合計画等に掲げる目標水準とは関係なく、独自に目標を掲げる考え方である。この考え方には、その後の段階における目標水準の考え方として、当初の総合計画の目標水準を掲げるものと、当初の総合計画にはこだわらない目標水準を掲げるものの2つの考え方がある。被害の程度や震災後の社会経済状況を勘案しつつ、何よりも住民との十分な合意形成に基づいて設定することが望ましい。									

行動フローを整理

【行動フロー】



「平時」にすべきことを整理

企画財政課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・ 市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する基準を検討し、復興地区区分についても検討する。
- ・ 過去の災害における復興方針(基本方針)について情報収集する。
- ・ 復興方針で取り上げるべき項目を整理し、内容について検討する。

(3) 留意事項

- 被災状況の把握
- ・ 市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する基準を検討し、復興地区区分についても検討する。
- 地域の従前の基盤整備状況の把握
- ・ 基盤整備が行われていた地区では基盤整備を伴う事業を復興事業として行う必要性は低い。逆に従前に基盤整備がさほど行われていなかった地域では土地区画整理事業等の基盤整備を伴う事業を行う必要性が高くなる。
- 土台となる既存計画、住民組織の有無
- ・ どのような方針・手法で復興するかということは復興事業の土台となる既存計画の有無、住民組織の有無等に左右される。
- 既存の復興計画(総合計画)における位置づけ
- ・ 復旧・復興の方向や方針を決定する基準を検討し、復興地区区分についても検討する。

行動に係る留意点を整理

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	和歌山県	役割	県の復興方針との整合性の確認
担当	大学	役割	復興方針策定の支援
担当		役割	

連携先を整理

(5) 関連する法令・計画・資料等

- ・ 大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

関連する地域防災計画の項目を整理

64の施策項目別に作成

計画の作成方針

東日本大震災の知見や教訓、上位・関連計画との整合、地域特性や地域課題の解決の観点から、下記の方針をもとに作成を進めました。

また、国等の事前復興に関するガイドラインやノウハウ集、東日本大震災における被災自治体の知見や教訓等をもとに、本市における復興目標やその実現のための体制や手順、訓練、基礎データ等を整理し、計画を作成しました。

【3つの作成方針】

（1）東日本大震災の知見や教訓を活かした計画づくり

- ① 東日本大震災の知見や教訓の反映
- ② 復興経験者の声を活かした訓練や研修の実施

（2）国の指針等に基づく計画づくり

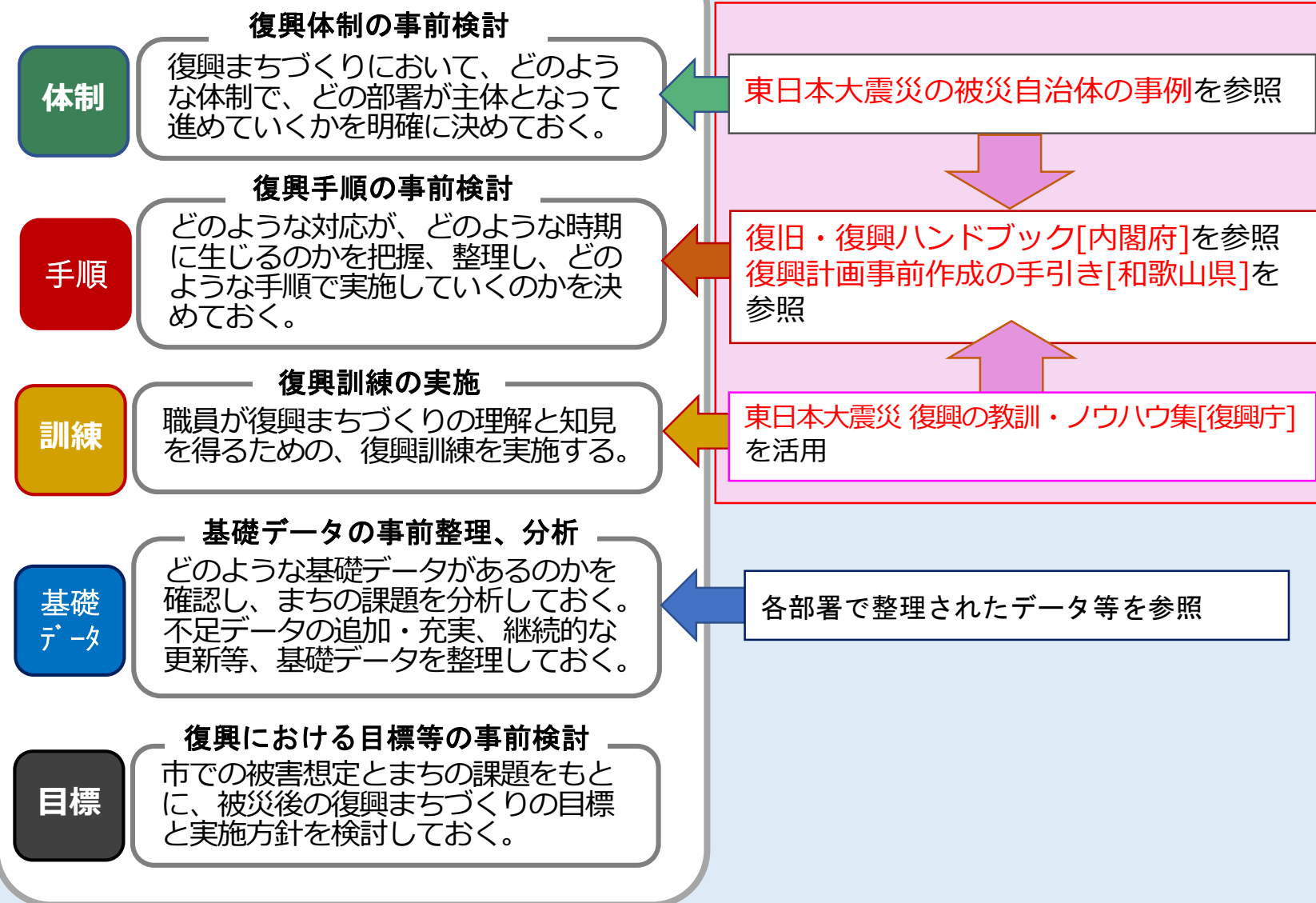
- ① 復興まちづくりのための事前準備ガイドライン【国土交通省】、復興計画事前作成の手引き【和歌山県】を参照
- ② 復旧・復興ハンドブック【内閣府】、東日本大震災復興の教訓・ノウハウ集【復興庁】等を活用

（3）実効性のある計画づくり

- ① 被災後の「より良い復興（Build Back Better）」に向け、計画作成後10年間を事前準備期間として設定
- ② 地域防災計画との関連付け

復興まちづくりのための事前準備の取組内容

（復興まちづくりのための事前準備ガイドライン【国交省】）



海南市事前復興計画の作成

※研修会や訓練で、体制、手順、基礎データ等により深く理解し、実効性のある計画を作成

計画の作成方法

【作成期間 令和2年度～4年度】

体制 庁内全部署体制（事務局：危機管理課） 監修 京都大学防災研究所 牧紀男 教授

【前期】

令和2年4月～令和3年7月

庁内で共有

復旧・復興研修

R2年11月21日



南海トラフ地震に備えた「事前復興計画」にかかる研修会

(第1回) R2年10月19日
(第2回) R3年 7月19日



【後期】

令和3年8月～令和5年2月

復興経験者の知見や教訓をもとに、市、県、関係機関で共有

復興検討ワーキング(勉強会)

(第1回) R3年11月19日
(第2回) R3年12月16日
(第3回) R4年 5月26日



全体研修会

R4年6月24日

テーマ別研修会（7テーマ）

R4年7月20日～25日（4日間）



地域の将来を担う若い世代との共有

事前復興まちづくり訓練

R4年10月8日



計画完成

復興検討ワーキング・テーマ別研修会

復興検討ワーキング 開催概要 (全3回)

- 目的：
- ・復興における各組織の役割、手順、内容等を理解する。
 - ・復興イメージ図を検討する。
- 方式：講演、図上演習（ワークショップ形式）
- 参加者：市職員、県職員 等
- 講師：兵庫県西宮市事業系廃棄物対策課 畑文隆課長
（元南三陸町震災復興推進課まちづくり推進室長）



テーマ別研修会 開催概要 (7テーマ)

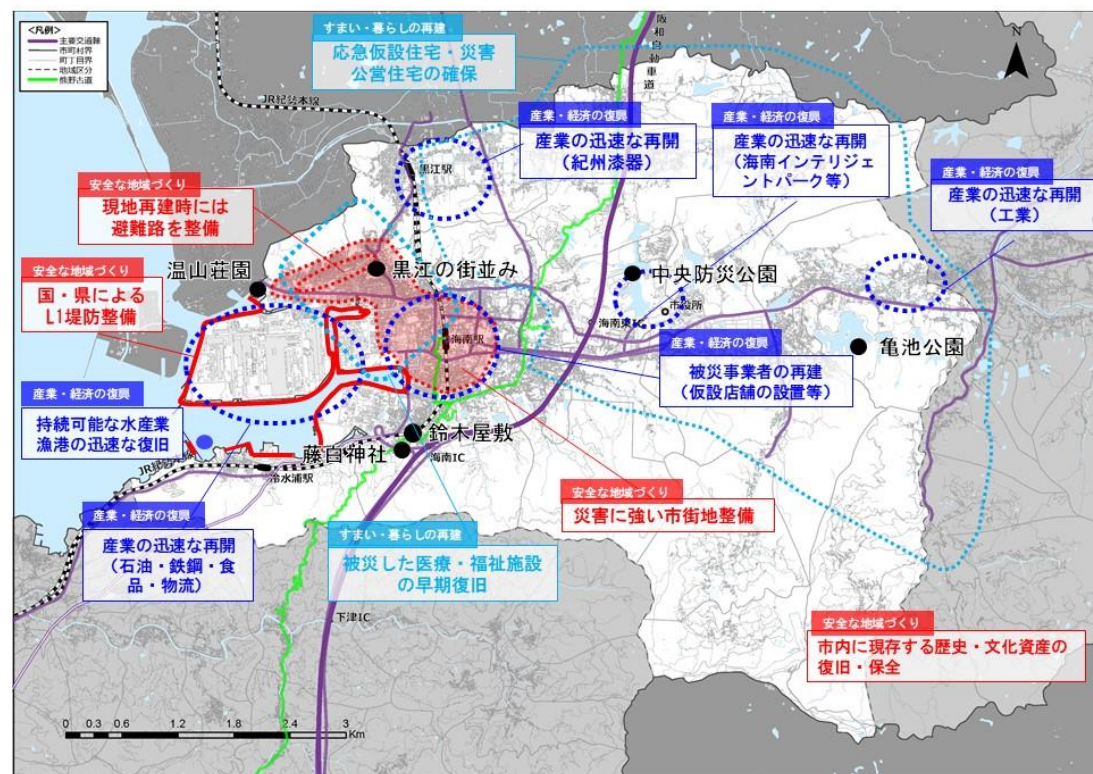
- 目的：
- ・復旧・復興における対応の手順や優先順位について理解する。
 - ・海南市が抱える事前復興に係る課題を抽出する。
- 方式：講話、行動マニュアルの精査（ワークショップ形式）
- 参加者：市職員、県職員、関係機関 等



テーマ	講師
災害廃棄物	環境省近畿地方環境事務所資源循環課 林篤嗣課長補佐、若林完明災害廃棄物専門員 仙台市環境局廃棄物企画課 菅澤拓哉主任
学校再開	兵庫県震災・学校支援チーム（EARTH） ・芦屋市立潮見小学校 山下 大樹 主幹教諭 ・兵庫県立こやの里特別支援学校 堀 芳美 教諭
被災者支援	石川県輪島市福祉課長寿支援室 倉本 啓之 室長 （岩手県山田町派遣、能登半島地震復興経験）
復興計画作成	兵庫県立大学大学院 澤田 雅浩 准教授 （大船渡市災害復興計画策定委員、復興計画推進委員）
基盤整備	岩手県大船渡市 協働まちづくり部 新沼 徹 部長
住宅再建	岩手県大船渡市 佐藤 悦郎 氏
産業・経済、農林漁業	兵庫県西宮市事業系廃棄物対策課 畑 文隆 課長 （宮城県南三陸町町派遣、阪神・淡路大震災復興経験）

事前復興計画への主な反映事項

⇒復興ビジョン：地域別復興方針【参考】復興検討ワーキングで検討した被災後のまちづくりイメージの一例



事前復興計画への主な反映事項

事業メニューや、国、県、市、関係機関等の役割を理解し、連携して対応することが重要 ⇒ 復興事前準備：国や県、近隣自治体、関係機関等と検討を進め、体制の構築を図る。詳細は「復興時行動マニュアル」に記載

事前復興まちづくり訓練

開催概要

趣旨：被災状況下で作成する災害復興計画の「復興時に目指すべきまちの姿」について、地域の将来を担う地元の高校生・大学生と市職員が検討する。

参加者：海南省職員、県立海南高等学校生、海南省内在住・出身大学生、市外出身大学生（ファシリテーター役）計 57名（男女比1:1）

学識経験者：京都大学防災研究所 牧紀男 教授

内容	時間
オリエンテーション（被災状況、事前復興計画の主な内容）	10分
<講話> 東日本大震災の被災地からの伝言 ～行政の立場で復興に関わった体験より～ 元岩手県大船渡市 副市長 角田 陽介氏（筑波大学客員教授）	30分
<ワークショップ> ① 自己紹介等 ② ステップ1：「地域資源」及び「課題」等の抽出 ③ ステップ2：復興後のイメージ図の作成 復興目標となる海南省の姿(復興スローガン)の決定	150分
(休憩)	10分
発表（7班）	25分
学識経験者等からの講評	10分

<高校生や大学生の意見や感想（抜粋）>

- ・「復興」とは元に戻すのではなく、以前よりもっといい街、住みやすい街に変化させていくことだと気づきました。
- ・伝統的な文化を残しつつ、新しい文化も取り入れる、共存が大切と感じました。
- ・若者の働き手が暮らせる百年後も存在できるまちを次世代に繋ぐために考えました。
- ・将来海南省で住み続け、生きていきたいので、他人事と思うのではなく海南省に住む一人としての責任があると思う。
- ・自分の住み慣れた地域を残していきたいので、これからのまちづくりを手伝っていきたい。

計画へ反映した主なキーワード

- ・地域の将来を担う若い世代との連携
- ・単なる復興に留まらない、若い世代が希望の持てる「より良い復興」につなげる
- ・地域、学生、さまざまな関係者と連携した取組の推進

